

令和3年9月3日
北海道厚生局

元保険医療機関の指定の取消相当及び元保険医の登録の取消相当

厚生労働省北海道厚生局は、令和3年9月2日付けで、元保険医療機関に対し指定の取消相当の取扱いを、また、元保険医に対し登録の取消相当の取扱いを行いました。

この取扱いは、元開設者及び元保険医として監査への出頭を求めましたが、これに応ぜず、検査を拒み、忌避したことによるものです。

なお、今回の取扱いにあたっては、令和3年8月31日に開催された北海道地方社会保険医療協議会において、同取扱いが妥当との建議がなされています。

※ 「取消相当の取扱い」とは、取消処分を行う前に保険医療機関の指定の辞退や医療機関の廃止、あるいは保険医の登録の抹消に係る届出が提出された等により行政処分を行うことができない場合に、取消処分と同等の取扱いを行うこととするもので、具体的には、取消相当となった日から原則5年間は再指定や再登録を行わないこととするものです。

記

1 元保険医療機関の指定の取消相当

(1) 元保険医療機関の名称等

- ① 名 称 医療法人社団慈翔会 ソアー歯科
(令和3年2月6日 保険医療機関廃止済)
- ② 所在地 札幌市西区琴似2条7丁目2番5号 メシアニカビル3F
- ③ 開設者 医療法人社団慈翔会 理事長 武川 真文

(2) 指定の取消相当地月日

令和3年9月2日

※ 当該保険医療機関は令和3年2月8日に令和3年2月6日付けで保険医療機関廃止届を提出していることから、指定の取消相当の取扱いとするものです。

2 元保険医の登録の取消相当

(1) 保険医の氏名等

氏 名 武川 真文 73歳
(令和3年2月10日 保険医登録抹消済)

(2) 登録の取消相当地月日

令和3年9月2日

※ 当該保険医は令和3年1月6日に保険医登録抹消希望日を令和3年2月10日とする保険医登録抹消申出書を提出していることから、登録の取消相当の取扱いとするものです。

3 監査を行うに至った経緯

- (1) 令和2年8月4日、北海道厚生局に対し、「未来院請求^{※1}後に1ヶ月空けて、再び同患者が来院しているケースが多く、その後再度、装着物の製作を行っているものも多く見られ、患者の意志で治療を中止しているとは考え難く不正請求を行っている可能性が極めて高い」旨の情報提供があった。
- (2) 令和2年12月24日、個別指導の実施通知（令和3年1月26日実施予定）を送付したところ、開設・管理者である武川 真文歯科医師から保険医登録抹消申出書（令和3年2月10日付け抹消希望の1月5日付け申し出）が提出された。さらに、令和3年1月25日、個別指導を欠席する旨の理由書が提出されたが、正当な理由による欠席とは認められないと判断し、監査を実施した。

歯科用語について

※¹未来院請求

患者が理由なく来院しなくなった場合、治療を中止した場合又は死亡したことにより、歯冠修復^{※2}物又は欠損補綴^{※3}物の製作が行われているにもかかわらず装着できなくなった場合に、診療録に装着物の種類、装着予定日及び装着できなくなった理由等を記載し、当該費用を保険請求すること。なお、請求に当たっては、装着の予定日から起算して1月以上経過した上で行う。

※²歯冠修復（しかんしゅうふく）

むし歯で欠けた部分を、詰めたり被せたりすること。

※³欠損補綴（けっそんほてつ）

無くなった歯を人工歯で補い、元どおりにすること。